平成２３年度事業報告書

自　平成２３年　４月　１日
至　平成２４年　３月３１日

一般社団法人 日本レコード協会

平成２４年５月２５日

目　　次

［１］レコードの普及に関すること･･･ 1～2
１．「音楽 CD の再販制度」の維持
２．レコードの需要拡大施策の展開
３．「日本ゴールドディスク大賞」の実施
４．「着うたフル®」ウィークリーチャートの活用
５．日本音楽の海外展開の促進
６．大学寄附講座の開設
７．RIAJ セミナーの開催
８．その他

［２］レコードに関する調査研究および資料の蒐集に関すること･････････････････････････ 2～3
１．市場調査、産業統計の充実
２．音楽に関する消費者実態調査の実施

［３］録音による芸術文化の保存に関すること･･･ 3
１．歴史的音盤アーカイブ事業の推進
２．「文化庁芸術祭」への協力
３．「日本プロ音楽録音賞」の共催

［４］著作権・著作隣接権等に関すること･･･ 3～4
１．違法音楽配信を撲滅するための対策の強化
２．違法音楽配信を撲滅するための法整備の推進
３．「違法配信からのダウンロード違法化」等の広報活動の実施
４．著作権教育活動の実施
５．「私的録音録画補償金制度」の見直しを求める活動
６．レコードの業務上の利用から適正な対価が還元される制度創設に向けた活動
７．「レコード保護期間」の延長に向けた活動

［５］レコードに関する出版物の刊行等･･･ 4～5
１．出版物の刊行
２．ホームページの運営

［６］レコード製作者に係る商業用レコードの二次使用料に関する権利行使の受任、金額の取り決めならびに徴収及び分配･･･ 5
１．二次使用料収入確保のための検討
２．送信可能化権に関する権利委任範囲の見直し

３．二次使用料実績分配の運用開始

［７］レコード製作者に係る商業用レコードの公衆への貸与に係る報酬等に関する権利行使の受任、金額の取り決めならびに徴収および分配 …… 5

［８］私的録音録画補償金に関する権利行使団体の構成員としての業務ならびにレコード製作者に係る当該補償金の分配 …… 5～6

［９］その他 …… 6

１．政府の審議会等への委員派遣および経済団体への参画等

２．国内・国外の団体、機関との連携活動

３．「レコード倫理審査会」の開催・運営

４．業界規格（RIS）の制定と改正

５．“ISRC”（International Standard Recording Code）の管理機関としての活動

６．福祉・厚生施設へのレコード寄贈

７．会員社業務の集約化（シェアードサービス）

以上

平成23年度事業報告書

平成23年は長引く不況に加え、東日本大震災という未曽有の災害に見舞われた年であり、レコード等の生産・販売実績は、一昨年に続き前年を下回る結果となった。また、レコード産業成長の最大の阻害要因であるインターネット上の違法音楽配信や動画共有サイトからの不正ダウンロードの蔓延等の影響を受け、有料音楽配信実績が前年割れするなど、レコード製作者を取り巻く環境はますます厳しい状況となっている。

平成23年度、当協会は、攻めと守りの両面でより一層実効性のある対策を講じることを打ち出し、8 項目の重点施策（①「違法音楽配信の撲滅」、②「需要拡大施策の展開」、③「レコード製作者の権利収入の拡大と適正な分配」、④「レコード製作者の権利の確保、強化」、⑤「シェアードサービスの拡大」、⑥「著作権教育・啓発活動の充実」、⑦「シンクタンク機能の充実」及び⑧「音楽文化の維持、発展のための施策」）を中心に以下の事業を推進した。

〔事業活動〕

［１］レコードの普及に関すること

１．音楽 CD 再販制度の維持

（１）会員各社の再販弾力運用の取組みを報告書にとりまとめ、3 月に公正取引委員会へ提出するとともに、当協会ホームページで公表した。

（２）ユーザーサービスの一環として実施しているインターネット廃盤セールを、1 月 13 日から 1 月 27 日の間実施した。

２．　レコードの需要拡大施策の展開

（１）「CD ショップ大賞」の充実・強化

2 月 27 日に渋谷 BOXX で開催した第 4 回授賞式および店頭展開・広報展開の支援を行った。授賞式はインターネット上で生中継したほか、主要なテレビ・ラジオ番組やウェブニュースでも取り上げられ、顕彰の認知拡大と店頭における受賞作品の売上増に一定の効果があった。

（２）大人の音楽キャンペーンの実施

会員 16 社が参加する合同キャンペーンを年 2 回（5 月 11 日～7 月 11 日および 11 月 30 日～1 月 31 日）実施した。各回とも対象商品（計 140 タイトル）のパンフレットを作成し配布するとともに、コンピレーション CD 2 タイトルを中心とした店頭キャンペーンや、ラジオ特番放送・トークイベント開催などを行った結果、対象商品の出荷実績は好調に推移した。

（３）高音質/高品質 CD の普及促進

音楽物 Blu-ray Disc の認知拡大を目的として「音楽物 Blu-ray Disc キャンペーン」を年末商戦に合わせて実施した。259 タイトルを掲載した「BD Music カタログ」10 万部を販売店へ配布したほか、「ブルーレイディスク完全ガイド」（DEG ジャパン製作/50 万部発行）への広告出稿を行った。また、日本オーディオ協会主催「オーディオ＆ホームシアター展 TOKYO2011」へ出展し、各種高音質 CD の魅力をユーザーへアピールした。

（4）ミュージック・ジャケット大賞の創設

ＣＤジャケットの魅力を訴求しパッケージ商品の購買拡大に繋げるべく、「ミュージック・ジャケット大賞」を創設し、11 月 22 日に大賞 1 作品、準大賞 2 作品および特別賞を発表した。TV、新聞、ウェブニュース等で取り上げられ、あわせて大手 CD ショップでの店頭展開を行った。

3．「日本ゴールドディスク大賞」の実施

第 26 回となる今回の授賞式は、1 月 27 日にニコファーレにて受賞アーティストによるライブパフォーマンスを交えて開催した。授賞式の模様は多くの媒体で取り上げられ、3 月 2 日・11 日に BS スカパーで無料放送された。また、4 月以降も MTV にて 4 回放送されるとともに、アジア各国でも放送される予定である。なお、今回は各賞の見直しを行い、各カテゴリーに「アジア」枠を新設した。

4．「着うたフル®」ウィークリーチャートの活用

毎週のチャート公表と、平成 23 年の上半期及び年間チャートを公表した。同チャートのランキングは、地上波民放テレビや衛星テレビの番組、携帯電話向けサイトなどで紹介されている。

5．日本音楽の海外展開の促進

音楽産業・文化振興財団（PROMIC）主催の「東京国際ミュージックマーケット」（TIMM）に参画した（14 ケ国・地域から 80 名のバイヤーが来日）。3 月末時点の成約件数は、CD パッケージ 38 件、配信 213,443 件、ライブ 48 件、TV 放映 2 件の実績となり、特に配信の成約件数が前年の 10,743 件から飛躍的に増加した。

6．大学寄附講座の開設

本年度から横浜国立大学（経済学部対象）にて寄附講座「コンテンツビジネスと法」を開講した。秋学期の 10 月 11 日から 2 月 7 日まで全 15 コマの講義を実施し、履修生は 140 名となった。

7．RIAJ セミナーの開催

会員社を対象に 7 回開催した。

9．その他

“Music J-CIS”（Music Japan-Copyright Information Service）の構成団体として活動を行った。音楽権利情報データベースを充実させるため、平成 23 年度発売新譜等の楽曲情報取り込みを実施した。その結果、平成 23 年度末時点での収録楽曲総件数は約 404 万件まで拡大した（前期末約 387 万件）。

［2］レコードに関する調査研究および資料の蒐集に関すること

1．市場調査、産業統計の充実

音楽パッケージソフトの月別生産実績、並びに四半期毎の音楽配信売上実績を集計し公開した。

2．音楽に関する消費者実態調査の実施

ユーザーの音楽利用実態の推移やスマートフォンの利用が音楽購入に与える影響・効果等を把握するため、「2011 年度音楽メディアユーザー実態調査」を実施し、会員社向け報告

会を開催するとともに当協会ホームページ上で公開した。

［３］録音による芸術文化の保存に関すること

１．歴史的音盤アーカイブ事業の推進

歴史的音盤アーカイブ推進協議会（HiRAC）を中心に SP 盤等の音源デジタル化作業を進めた。平成 23 年度は 12,655 音源を国立国会図書館に納入し、その結果、平成 21 年度から 24 年度までの 4 年間で納入予定の約 51,000 音源のうち、約 38,700 音源の納入が完了した。国立国会図書館に納入した音源は、平成 23 年 5 月から同館館内にて、また、平成 24 年 1 月から同館の許可を得た公共図書館においても聴取可能となっている。

２．「文化庁芸術祭」への協力

「第 66 回文化庁芸術祭」のレコード部門申請窓口として 36 作品を参加申請し、参加が承認された 36 作品の中から芸術祭大賞 1 作品、優秀賞 3 作品が選出された。

３．「日本プロ音楽録音賞」の共催

優秀な音楽録音作品を選定し、その録音エンジニアを顕彰する「第 18 回日本プロ音楽録音賞」を、当協会が日本音楽スタジオ協会、日本ミキサー協会、日本オーディオ協会、演奏家権利処理合同機構 Music People's Nest と共催し、12 月 6 日に授賞式を開催した。

［４］著作権・著作隣接権等に関すること

１．違法音楽配信を撲滅するための対策の強化

（１）動画共有サイト、ストレージサービス、携帯電話向けサイトなどに対する年間の削除要請件数は約 27 万件に増加した（前年度 24 万件）。また、中国の動画共有サイトについて、下期から削除要請の取組みを強化した。

（２）携帯電話向けフィルタリングや削除要請等の実効性向上のため、携帯電話向けサイトに対する違法音楽ファイルの探索強化等の技術的方策について、携帯電話事業者および他の音楽権利者団体と協力して検討を実施した。次年度も継続して推進する。

（３）音楽ファイルの違法アップローダーや海賊版の頒布者に対する 17 件の刑事事件を取扱った（昨年実績 7 件）。

（４）会員レコード会社等 31 社が原告となり、平成 23 年 8 月、YouTube からの動画ダウンロード支援サイト「TUBEFIRE」を運営するミュージックゲート社を東京地裁に提訴した。当協会は、提訴およびその後の訴訟対応に関する会員社の実務を支援した。

（５）「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会」（CCIF）が実施するプロバイダを通じた違法ユーザーへの警告スキームの取り組みを継続し、2,159 件の啓発メールを送付した。

（６）ファイル共有ソフトを悪用した違法ユーザーについて、会員社 8 社が原告となった発信者情報開示請求訴訟でプロバイダに 9 名分の情報開示を認める判決が下され、開示された情報を基に当該違法ユーザーに対し損害賠償請求等の交渉を開始した。

（７）スマートフォンによる違法な音楽配信について、違法な音源や画源をリンクにより提供するアプリケーションの開発者・提供者への対応を開始した。

２．違法音楽配信を撲滅するための法整備の推進

（１）プロバイダ責任制限法の見直しについて、総務省の検証 WG における検討の結果、現時点での法改正は不要という結論に至った。このため、プロバイダと権利者団体で運営する民間の協議会において「発信者情報開示請求関係ガイドライン」の改定に取り組み、権利者とプロバイダ双方が協力して開示・非開示の手続きを迅速かつ円滑に行うことを運用指針に盛り込むに至った。

（２）「違法な音楽ファイルをダウンロードする者に対する罰則の導入」について法制化を目指し、他の権利者団体の協力のもと様々な関係者への働きかけを行った。

３．「違法配信からのダウンロード違法化」等の広報活動の実施

違法音楽配信問題や改正著作権法 30 条の更なる周知、エルマークの認知拡大等を図るべく、協会内にプロジェクトを立ち上げキャンペーン施策を検討した。

４．著作権教育活動の実施

（１）若年層への著作権教育の機会増大のため、中高生の体験学習の一環として会員社に依頼がある職場訪問を積極的に招致すべく、旅行代理店・教育関係者にアプローチした。また、文部科学省の Web サイト「総合的な学習の時間・応援団」にも当協会の受け入れ情報が掲載された。しかし、平成 23 年度の年間受け入れ実績は、震災による修学旅行の中止・延期等の影響で 3,831 名（前年度訪問生徒数 6,427 名）に留まった。

（２）NPO 法人企業教育研究会（ACE）と連携し、教員・教育学部在学生を対象に「社会とつながる音楽・教育研究会」と題した勉強会を 2 回実施した。

（３）NTT ドコモと連携し、同社が児童・生徒、保護者、教員を対象に実施する「ケータイ安全教室」（平成 23 年度は年間 71 万人が参加）において、当協会の啓発リーフレットを補助教材に用いた著作権教育が組み込まれた。

５．「私的録音録画補償金制度」の見直しを求める活動

（１）他の権利者団体と協力し、関係省庁等のヒヤリング等の場において、権利者への対価還元施策の必要性について働き掛けを行った。

（２）私的録画補償金管理協会（SARVH）－東芝間の訴訟について、平成 23 年 12 月 22 日、SARVH 敗訴の控訴審判決が下された。最高裁への上告について、当協会は SARVH の構成団体として必要な支援を行った。

６．レコードの業務上の利用から適正な対価が還元される制度創設に向けた活動

実演家団体と合同で制度創設に向けた検討を行った。

７．「レコード保護期間」の延長に向けた活動

他の権利者団体と協力し、国会議員や関係省庁に対して、レコード保護期間延長の必要性について理解を得るための働きかけを行った。

［５］レコードに関する出版物の刊行等

１．出版物の刊行

月刊機関誌「THE RECORD」を発行し、会員社、関係団体、官公庁、マスメディア、業界関係者などに配布した。また、日本のレコード産業の年間統計資料集として「日本のレコード産業 2012」を和文、英文で発行し、当協会ホームページ上でも公開した。

２．ホームページの運営

当協会サイトについて、従来の PC サイト・モバイルサイトに加えスマートフォン対応の公式サイトを開設した。

［６］レコード製作者に係る商業用レコードの二次使用料に関する権利行使の受任、金額の取り決めならびに徴収及び分配

１．二次使用料収入確保のための検討

（１）日本放送協会から徴収する二次使用料については協議が整わず、今年度は平成 22 年度と同額の暫定支払いを受け、次年度も協議を継続することとした。

（２）日本民間放送連盟加盟のBS放送事業者との間で、平成21～24年度の使用料について4年契約が成立した。

（３）有線ラジオ放送事業者との間で平成 22～24 年度の使用料について 3 年契約が成立した。

（４）日本コミュニティ放送協会との間で、コミュニティ FM 放送事業者にかかる平成 23～30 年度の使用料について 8 年契約が成立した。

（５）徴収額の合計は 58 億 7,000 万円(前年度比 4.5%増)、権利者分配額は 54 億 2,000 万円（前年度比 4.8%増）となった。

２．送信可能化権に関する権利委任範囲の見直し

有線・衛星ラジオ番組の業務店向けネット配信について、6 月に使用料規程を文化庁へ提出し、7 月より管理事業を開始した。

３．二次使用料実績分配の運用開始

（１）分配規程を改定し、新たな運用ルールを委任者に周知した。

（２）各放送事業者から受領したレコード使用実績データをシステムで効率的に照合し、約 41 万件の実績データに基づき第 1 回の実績分配を行った。

（２）実績分配システムの改良とレコードに関するデータベースの拡充により、システムによる自動照合率を引き上げた。次年度以降も更に改善に取り組む。

（３）実績分配のキーコードとなる ISRC の精度向上について、各社で誤付番を確認・修正した結果、精査した ISRC 件数が総数の 99%に達した。

［７］レコード製作者に係る商業用レコードの公衆への貸与に係る報酬等に関する権利行使の受任、金額の取り決めならびに徴収および分配

（１）徴収額は 33 億 8,500 万円（前年度比 1.4%減）、権利者分配額は 31 億 8,600 万円（前年度比 1.2%減）となった。

（２）使用料等の分配方法の変更に関して関連団体と協議を行い、合意された新たな分配方法の実務運用等について決定した。平成 24 年度の運用開始に向けて、新分配システムの開発を行った。

［８］私的録音録画補償金に関する権利行使団体の構成員としての業務ならびにレコード製作者に係る当該補償金の分配

１．私的録音補償金

私的録音補償金管理協会（sarah）から 6,700 万円（前年度比 23.9%減）を受領し、5,900 万円（前年度比 25.3%減）を権利者に分配した。

２．私的録画補償金

私的録画補償金管理協会（SARVH）から 5,800 万円（前年度比 100%）を受領し、5,300 万円（前年度比 100%）を権利者に分配した。

［９］その他

１．政府の審議会等への委員派遣および経済団体への参画等

文化審議会著作権分科会等へ委員を派遣するなど、外部の会議体等に積極的に参画し、意見の表明を行った。

２．国内・国外の団体、機関との連携活動

国内の音楽関係団体並びに国際レコード産業連盟（IFPI）及びアメリカレコード協会（RIAA）等海外のレコード産業団体との連携と情報交換を実施した。

３．「レコード倫理審査会」の開催・運営

会員社から発売される全邦楽作品 9,074 点について審査を行った。

４．業界規格（RIS）の制定と改正

日本レコード協会規格（RIS）504 別冊「各種コード一覧表」（2012 年 3 月版）を発行した。

５．“ISRC”（International Standard Recording Code）の管理機関としての活動

登録者コードの新規発行件数 75 件（前年度 94 件）、個別コードの発行曲数は 15,861 曲（前年度 16,806 曲）であり、3 月末の累計数は登録者コード 1,495 件、個別コード 79,842 曲となった。

６．福祉・厚生施設へのレコード寄贈

今年度（第 49 回）は、18,515 枚の音楽 CD を福祉施設 643 箇所、東日本大震災被災地の避難所 32 箇所およびコミュニティ FM 局 20 局へ寄贈した。

７．会員社業務の集約化（シェアードサービス）

会員社業務の集約化を目的として、違法音楽配信の探索・削除要請等業務の集約化、「貸レコード使用料等」の新分配方法に関する共通システムの開発に取り組んだ他、新たに放送局向けオンライン・プロモーションの有効性を検証する業務に着手した。

〔運営体制〕

平成 23 年度における当協会の運営体制は次の通りである。

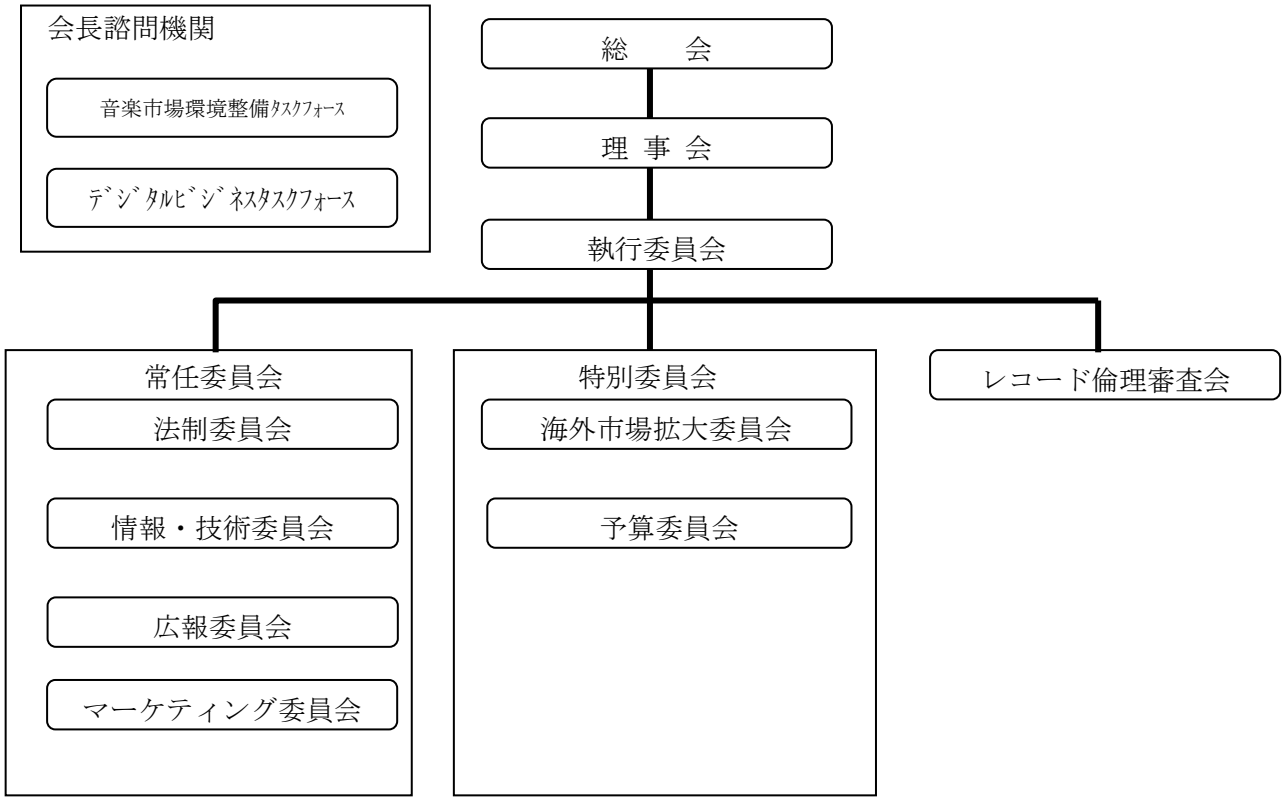

以上